

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件

○厚生労働省告示第七十六号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第四百四十号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から適用する。

令和四年三月十八日

厚生労働大臣 後藤 茂之

本則を次の表のように改正する。

改正後

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号に規定する厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる患者とする。

一 次に掲げる診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表に規定する検査、手術又は放射線治療を受ける患者

イ D413 前立腺針生検法 1 | M R I撮影及び超音波検査
融合画像によるもの

ロ K019-2 自家脂肪注入

ハ K054-2 脛骨近位骨切り術

ニ K080-7 上腕二頭筋腱固定術

ホ K142-8 顕微鏡下腰部脊柱管拡大減圧術

ヘ K145-2 皮下髄液貯溜槽留置術

ト K169-2 内視鏡下脳腫瘍生検術

チ K169-3 内視鏡下脳腫瘍摘出術

リ K174 水頭症手術 3 | シャント再建術

ヌ K190-8 舌下神経電気刺激装置植込術

ル K217 眼瞼内反症手術 3 | 眼瞼下制筋前転法

ヲ K225-4 角結膜悪性腫瘍切除術

ワ K242 斜視手術 6 | 調節糸法

カ K259-2 自家培養上皮移植術

ヨ K268 緑内障手術（2 | 流出路再建術 イ | 眼内法及び濾過胞再建術（neofTe法）に限る。）

タ K305-2 植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術

レ K308-3 耳管用補綴材挿入術

改正前

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号に規定する厚生労働大臣が別に定める者は、次に掲げる患者とする。

一 次に掲げる診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表に規定する手術を受ける患者

イ K007-3 放射線治療用合成吸収性材料留置術

ロ K082-5 人工距骨全置換術

ハ K082-6 人工股関節摺動面交換術

ニ K134-3 人工椎間板置換術（頸椎）

ホ K134-4 椎間板内酵素注入療法

ヘ K147-2 頭蓋内モニターリング装置挿入術

ト K154-4 集束超音波による機能的定位脳手術

チ K172 脳動静脈奇形摘出術 2 | 複雑なもの

リ K181-6 頭蓋内電極植込術 2 | 脳深部電極によるもの

ロ 7本以上の電極による場合

ヌ K374-2 鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）

ル K386-2 輪状甲状靱帯切開術

ヲ K394-2 鏡視下喉頭悪性腫瘍手術

ワ K445-2 顎関節人工関節全置換術

カ K446 顎関節授動術 1 | 徒手の授動術 イ | 単独の場合

ヨ K487 漏斗胸手術 4 | 胸骨挙上用固定具抜去術

タ K496-5 経皮的膿胸ドレーナージ術

レ K527-2 食道切除術（単に切除のもの）

（傍線部分は改正部分）

ソ	K 3 1 9 2	経外耳道的内視鏡下鼓室形成術
ツ	K 3 4 3 2	経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術（頭蓋底郭清、再建を伴うもの）
ネ	K 3 8 8 3	内喉頭筋内注入術（ボツリヌス毒素によるもの）
ナ	K 4 7 0 2	頭頸部悪性腫瘍光線力学療法
ラ	K 4 9 4 2	胸腔鏡下胸腔内（胸膜内）血腫除去術
ム	K 5 1 4 2	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術 4 気管支形成を伴う肺切除
ウ	K 5 2 9 4	再建胃管悪性腫瘍手術
キ	K 5 3 3 3	内視鏡的胃静脈瘤組織接着剤注入術
ノ	K 5 5 5 2	経カテーテル弁置換術 3 経皮的肺動脈弁置換術
オ	K 5 9 4	不整脈手術 4 左心耳閉鎖術
ク	K 6 1 6 7	ステントグラフィト内挿術（シヤント）
ヤ	K 6 1 6 8	吸着式潰瘍治療法（1日につき）
マ	K 6 1 7	下肢静脈瘤手術 4 静脈瘤切除術
ケ	K 6 2 7 2	腹腔鏡下リンパ節群郭清術 4 側方
フ	K 6 5 3 6	内視鏡的逆流防止粘膜切除術
コ	K 6 7 5 2	腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）
エ	K 6 9 7 4	移植用部分肝採取術（生体） 1 腹腔鏡によるもの
テ	K 7 2 1 5	内視鏡的小腸ポリープ切除術
ア	K 7 3 2 2	腹腔鏡下人工肛門閉鎖術（直腸切除術後のものに限る。）（悪性腫瘍に対するものを除く。）

ソ	K 5 3 4 4	腹腔鏡下横隔膜電極植込術
ツ	K 5 7 0 4	経皮的肺動脈穿通・拡大術
ネ	K 5 7 4 3	経皮的卵円孔開存閉鎖術
ナ	K 5 9 4	不整脈手術 4 左心耳閉鎖術
ラ	K 6 1 6 6	経皮的下肢動脈形成術
ム	K 6 1 7 6	下肢静脈瘤・血管内塞栓術
ウ	K 6 2 7 2	腹腔鏡下リンパ節群郭清術（3 骨盤を除く）
キ	K 6 5 4 4	腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの）
ノ	K 6 8 7	内視鏡的乳頭切開術 3 胆道鏡下結石破碎術を伴うもの
オ	K 7 0 3 2	腹腔鏡下臍頭部腫瘍切除術 2 リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合
ク	K 7 0 5	臍嚢胞胃（腸）バイパス術 1 内視鏡によるもの
ヤ	K 7 1 0 2	腹腔鏡下脾固定術
マ	K 7 1 9 6	腹腔鏡下全結腸・直腸切除嚢肛門吻合術
ケ	K 7 3 2 2	腹腔鏡下人工肛門閉鎖術（悪性腫瘍に対する直腸切除術後のものに限る。）
フ	K 7 7 5 2	経皮的腎（腎盂）瘻拡張術（一連につき）
コ	K 8 2 3 6	尿失禁手術（ボツリヌス毒素によるもの）
エ	K 9 1 0 4	無心体双胎焼灼術（一連につき）
テ	K 9 1 0 5	胎児輸血術（一連につき）
ア	K 9 2 1 2	間葉系幹細胞採取（一連につき）

サ K740-2 腹腔鏡下直腸切除・切断術(3) 超低位前方
 切除術及び4 経肛門吻合を伴う切除術に限る。)

キ K746-3 痔瘻手術(注入療法)

ユ K755-3 副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法(一連として)

メ K773-5 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援
 機器を用いるもの) 2 その他のもの

ミ K773-6 腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支
 援機器を用いるもの)

シ K800-4 ハンナ型間質性膀胱炎手術(経尿道)

エ K823-7 膀胱頸部形成術(膀胱頸部吊上術以外)

ヒ K828-3 埋没陰茎手術

モ K838-2 精巣内精子採取術

セ K841-6 経尿道的前立腺吊上術

ス K860-3 腹腔鏡下腔断端挙上術

ソ K882-2 腹腔鏡下子宮癒痕部修復術

イイ K884-2 人工授精

イロ K884-3 胚移植術

イハ K890-4 採卵術

イニ K916 体外式膜型人工肺管理料(1日につき)

イホ K917 体外受精・顕微授精管理料

イヘ K917-2 受精卵・胚培養管理料

イト K917-3 胚凍結保存管理料

イチ K922-3 自己骨髄由来間葉系幹細胞投与(一連につ
 き)

イリ K939-9 切開創局所陰圧閉鎖処置機器加算

イヌ M001-5 ホウ素中性子捕捉療法(一連につき)

二 (略)

三 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用
 の額の算定方法別表19の診断群分類点数表の番号4053又は4
 054に該当するものうち、厚生労働大臣が定める傷病名、手

サ K921-3 末梢血単核球採取(一連につき)

キ K922-2 CAR発現生T細胞投与(一連につき)

ユ K924-3 同種クリオプレシピテート作製術

メ K930 脊髄誘発電位測定等加算 1 脳、脊椎、脊髄、
 大動脈瘤又は食道の手術に用いた場合(食道の手術に用いた
 場合に限る。)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

二 (略)

三 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用
 の額の算定方法別表19の診断群分類点数表の番号3979又は3
 980に該当するものうち、厚生労働大臣が定める傷病名、手

術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の表に規定する傷病名U071又はU072に該当する患者

術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の表に規定する傷病名U071に該当する患者

別表を次のように改める。



別表

	薬剤	番号
1	セトロレリクス酢酸塩（当該薬剤の注意事項等情報（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第68条の2の規定により公表された注意事項等情報をいう。以下同じ。）として公表された効能又は効果及び用法又は用量（平成18年4月20日に、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第1条の規定による改正前の薬事法（以下「旧薬事法」という。）第14条第1項（旧薬事法第19条の2第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3561及び3562
2	タダラフィル（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（平成19年7月31日に、旧薬事法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3380
3	ガニレリクス酢酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（平成20年7月16日に、旧薬事法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3561及び3562
4	ソマプシタン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年1月22日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3242及び3244
5	ホリトロピン デルタ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年3月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3561及び3562
6	ウパダシチニブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年5月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3127
	ウパダシチニブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3116
	ウパダシチニブ水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3116
7	インコボツリヌストキシンA（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	全ての番号

8	フィルグラスチム（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1790、1861から1868まで、1872から1875まで、1878、1879、1883、1884、1943から1946まで、1948、1949、2545から2550まで、2554から2556まで、2561、2562、2913、2916、2918、3223、3224、3227、4060及び4062
9	テセロイキン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1790、1861から1868まで、1872から1875まで、1878、1879、1883、1884、1943から1946まで、1948、1949、2545から2550まで、2554から2556まで、2561、2562、2913、2916、2918、3223、3224、3227、4060及び4062
10	タゼメトスタット臭化水素酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3609、3610、3621及び3622
11	ツシジノスタット（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3609、3610、3621及び3622
12	フレマネズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1780
13	エレヌマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1780
14	テデュグルチド（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2905及び2906
15	Lーリシン塩酸塩、Lーアルギニン塩酸塩（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1960から1962まで、1973、1980から1982まで、1991、1992、2503から2506まで、2511から2514まで、2523、2524、2533、2534、2545から2547まで、2554、2555、2561、2565、2566、2574、2575、2585、2602から2604まで、2614、2615、2621、2628、2636、2639、2682、2683、2689、2694、2695、3231、3337、3345、4060及び4062

16	ギボシランナトリウム（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3259
17	ルテチウムオキシドトレオチド（ ¹⁷⁷ Lu）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1960から1962まで、1973、1980から1982まで、1991、1992、2503から2506まで、2511から2514まで、2523、2524、2533、2534、2545から2547まで、2554、2555、2561、2565、2566、2574、2575、2585、2602から2604まで、2614、2615、2621、2628、2636、2639、2682、2683、2689、2694、2695、3231、3337、3345、4060及び4062
18	ジヌツキシマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1790、1861から1868まで、1872から1875まで、1878、1879、1883、1884、1943から1946まで、1948、1949、2545から2550まで、2554から2556まで、2561、2562、2913、2916、2918、3223、3224、3227、4060及び4062
19	レレバクタム水和物／イミペネム水和物／シラスタチンナトリウム（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年6月23日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	全ての番号
20	ボルテゾミブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3274及び3276
21	ダラツムマブ（遺伝子組換え）／ボルヒアルロニダーゼ アルファ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3274及び3276
22	デキサメタゾン（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3274及び3276
23	シクロホスファミド水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年8月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3274及び3276

24	シロリムス（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1836、3047、3048、3067、3086、3783、3784、3787及び3790
25	ボサコナゾール（注射薬に限る。）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2208から2211まで及び4055
26	タファミジス（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3275
27	セルペルカチニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1964、1965、1984及び1994
28	アプロシチニブ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3116
29	アバルグルコシダーゼ アルファ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3259
30	エンホルツマブ ベドチン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3308、3309、3312、3315、3318、3319、3323、3327、3328及び3332
31	3-ヨードベンジルグアニジン (¹³¹ I)（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和3年9月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3191、3193、3227及び3231
32	ダルバドストロセル（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法（令和3年9月27日に、医薬品医療機器等法第23条の25第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2755から2765まで